

記者提供資料
2018年(平成30年)7月19日
明石市総合安全対策室 Tel.078-918-5069 (内線 2432)

## 平成30年7月豪雨に伴う明石市の対応について

### 1 気象情報

#### (1) 大雨警報

発表：7月5日(木) 9時10分 解除：7月8日(日) 20時16分

#### (2) 土砂災害警戒情報

発表：7月7日(土) 4時51分 解除：7月7日(土) 22時20分

#### (3) 降り始めからの累計雨量(7月4日23時から8日4時まで)

・中崎観測所：396 mm ・魚住観測所：291 mm ・二見観測所：302 mm

#### (4) 明石川水位

最高水位 4.07m (7月7日6時)

### 2 被害状況

#### (1) 人的被害：なし

#### (2) 物的被害

- |                          |            |
|--------------------------|------------|
| ① 大久保町江井島民地で法面剥離         | (6日6時40分)  |
| ② 大久保町大窪民地で法面崩れ          | (6日14時)    |
| ③ 北朝霧丘マンション北側斜面地の一部で法面剥離 | (7日8時10分)  |
| ④ 大久保町山手台2丁目で法面崩れ        | (7日11時)    |
| ⑤ 金ヶ崎公園内園路の一部に土砂流出       | (7日13時30分) |
| ⑥ 大久保町松陰で法面崩れ            | (7日18時5分)  |

### 3 市の対応

7月5日	9:10	水防警戒態勢(33人)
	11:05	水防初動態勢(236人)へ移行
	12:45	明石川流域に避難準備・高齢者等避難開始を発令 (18,271世帯 37,216人・2018年4月1日現在)
	15:00	土砂災害警戒区域等4地区に避難準備・高齢者等避難開始を発令 (2,862世帯 6,568人・2018年4月1日現在)
7月6日	17:00	明石川流域の避難準備・高齢者等避難開始を解除
7月7日	5:05	土砂災害警戒区域等4地区に避難勧告を発令
	23:30	土砂災害警戒区域等4地区の避難勧告を解除
7月8日	9:10	水防警戒態勢へ移行
	20:16	水防態勢解除

### 4 避難所開設と避難者数(延べ)

	避難所名	避難者数		避難所名	避難者数
1	明石小学校	2世帯3人	6	朝霧小学校	1世帯1人
2	大観小学校	2世帯2人	7	衣川中学校	2世帯3人
3	王子小学校	1世帯2人	8	高丘西小学校	1世帯1人
4	林小学校	1世帯1人	9	総合福祉センター	1世帯2人
5	人丸小学校	2世帯3人	避難者合計		13世帯18人

## 5 法面の修復状況 < 2 被害状況 (2) 物的被害 >

すべて発生当日に応急対策済み。

- |                       |   |               |
|-----------------------|---|---------------|
| ① 大久保町江井島民地 法面剥離      | → | 所有者による本復旧予定   |
| ② 大久保町大窪民地 法面崩れ       | → | 所有者による本復旧済    |
| ③ 北朝霧丘マンション北側斜面地 法面剥離 | → | 所有者による本復旧予定   |
| ④ 大久保町山手台2丁目 法面崩れ     | → | 所有者に本復旧を依頼中   |
| ⑤ 金ヶ崎公園内園路 土砂流出       | → | 公園管理者による本復旧予定 |
| ⑥ 大久保町松陰 法面崩れ         | → | 所有者と本復旧に向け協議中 |

## 6 他市への支援状況

### (1) 緊急消防援助隊

派遣期間：第1次隊 7月12日(木)～15日(日)

第2次隊 7月15日(日)～18日(水)

派遣内容：各隊職員2名、支援車1台

派遣先：広島県広島市

### (2) 家屋被害調査員

派遣期間：7月17日(火)～21日(土)

派遣内容：職員2名(税務室資産税課)

派遣先：岡山県倉敷市

## 7 今後の課題

### (1) 明石川流域の浸水等への対策の具体化

明石川流域の浸水想定区域は、王子、林、大観、明石、中崎小学校区であり、100年に1回規模の降雨により明石川が氾濫した場合、最大で約3m程度の高さまで浸水すると見積もられている。最近の気象状況から、そのような降雨はいつ起こるかもしれないため、例えば避難準備・高齢者等避難開始等が発令された場合の要配慮者の避難等について、より詳細でより具体的な対策を講じていく必要がある。

また、来年度の水防訓練にて、避難情報の発令や要配慮者の避難について検証を進めることも検討している。

### (2) 市民への避難情報等の伝え方

市は一定の条件で避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告等が発令するが、実際に避難行動に移る方はごくわずかで、発令する側と受け取る側で認識の相違が生じているのが実態である。

今後は、正確に市民に情報が伝わり、その情報を得た市民が具体的な行動に移せるよう、発令するタイミングと伝達内容、伝達方法を改善する。